

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報

				平成	29	年度	
事業番号	36		事業名	人権推進事業費(部落解放同盟補助金のみ)			
担当課	人権推進課		担当係	人権推進係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	1	住民が主役のまちづくり	連絡先	0858-84-1228		
	施策体系	2	人権尊重のまちづくり	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続		
	主な事業	人権施策の推進			事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 八頭町 <input type="checkbox"/> その他	
予算区分	款	2	総務費	計画期間		開始	—
	項	1	総務管理費			終了	—
	目	4	企画費				
	事業	36	人権推進事業費				

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 部落解放同盟八頭町協議会		
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 人権尊重のまち八頭町の実現		
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 部落差別の解消と人権の尊重されるまちづくりのため、団体への活動支援を行う。		
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 団体への活動支援として、事業計画を承認し、補助金を交付する。		
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 部落差別の解消及び人権尊重社会の実現。		
根拠法令等	1,3	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし	法令等名→ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし
	A	人	人権政策確立要求中央行動等への参加
	B	人	各種の研究集会等への参加()
	C	人	地区活動への参加
	D		
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし
	A	人	「人権侵害救済法」「差別禁止法」等の制定活動への参加
	B	人	各種の研究集会等へ参加することにより人権意識の高揚を図る
	C	人	支部学習会、役員研修会等の開催により人権意識の高揚を図る。
	D		

4 コスト

区分		単位	26年度	27年度	28年度		29年度		30年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	人	29	24	25	20	6	11	6
	B	人	67	97	50	62	50	69	50
	C	人	888	716	800	714	800	805	800
	D								
成果指標	A	人	29	24	25	20	6	11	6
	B	人	67	97	50	62	50	69	50
	C	人	888	716	800	714	800	805	800
	D								
トータルコスト		千円	12,409	11,110	10,183	9,119	8,301	8,301	6,569
担当職員数		人	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
職員人件費		千円	800	800	800	800	800	800	800
事業費		千円	11,609	10,310	9,383	8,319	7,501	7,501	5,769
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)		千円						
	県支出金(交付金・補助金)		千円						
	地方債(借入金)		千円						
	事業収入(使用料・参加費等)		千円						
	一般財源(単町費)		千円	11,609	10,310	9,383	8,319	7,501	7,501

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 29 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に) ・人権政策確立要求中央行動等への参加 ・各種研究集会等への参加 ・支部学習会、役員研修会等の開催 成果(具体的に) 部落差別の解消及び人権尊重社会の実現の為、人権意識の高揚を図った。
----------------	---

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	同和問題の早期解決を図り、人権の尊重されるまちづくりを行うため、各種の研究集会等への参加及び学習会の開催による人権意識の高揚が必要である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消は、自治体としての最重要課題であり、基本的人権を守るために町が行うべき事業である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	政府への働きかけ、住民への啓発、各種研修会や学習会の開催を通じての人権意識の高揚が必要である。なお、組織における自主的な運営を促し、町としての活動支援の見直しに努めている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	平成27年度に作成した「八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」に基づき、行政と住民が一体となった部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取組の推進を図った。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	各種研修会への参加や学習会の開催により、人権意識の高揚を図ることができた。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79	人権尊重のまちづくりに向け、人権啓発活動や人権教育はもとより、住民一人ひとりの人権尊重の立場に立った取組を推進している。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点	2	
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	本事業においては、部落解放同盟八頭町協議会の団体運営・事業運営に対する財政的支援が主なものとなっているが、特別法失効後の状況等も鑑みて、真に必要な運動に対する支援を行っていくため、平成27年度から部落解放同盟に対する補助金の縮小(漸減方式)を実施している。これについては、協議会の自立的な事業運営を促しながら今後も着実に実施するとともに、協議会の組織運営としても活性化が図られるよう必要な指導・助言等を行っていただきたい。また、本町における人権施策の方向性に沿うような対策となるよう、他の特別対策についても関係機関等と協議・調整のうえ一般対策化をさらに進めていく必要があると考える。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 一般対策化を進めるなかで、差別解消に向けた取組の中身を精査し、施策の方向性を協議していく。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか ・中央研修等の成果を組織内にて共有し、個々の人権意識の高揚が図られる実践研修を展開したい。 ・県や関係機関と連携を図りつつ、救済法等の法整備の早期実現に向けた要求行動を更に進めていく。